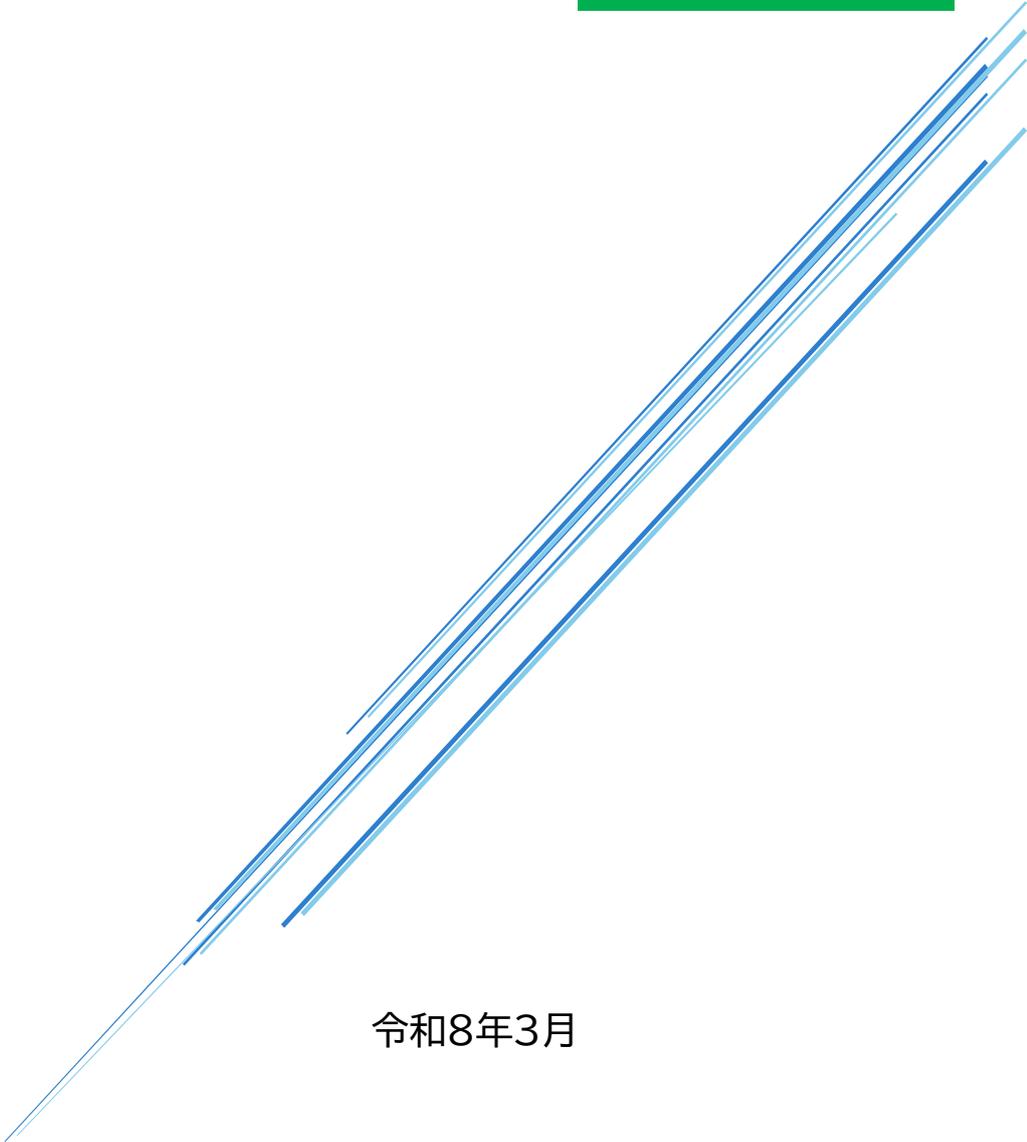




八幡平市文化芸術推進基本計画

2026 → 2030



令和8年3月

目次

第1章 策定にあたって

1 策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 文化芸術の範囲	2
5 SDGs（持続可能な開発目標）	2

第2章 文化芸術をとりまく状況

1 国・県の動向	3
2 社会状況の変化	4
(1) 人口減少と少子高齢化の進行	4
(2) 公共施設の状況	5
3 本市の文化芸術の現状と課題	6
(1) 文化芸術に関する取組	7
(2) 文化財、自然・歴史資源	8
(3) 文化・芸術に関する市民意識調査	8
(4) 分析及び課題	9
(5) 市が実施する文化芸術に関する課題	13

第3章 基本方針・基本施策

1 基本目標	14
2 基本方針	14
3 計画の体系	15
4 施策の展開	16
基本方針1 市民が誰でも文化芸術に親しむ機会の充実	16
基本方針2 文化芸術活動への支援と効果的な情報の発信	17
基本方針3 地域固有の文化財の保存・活用・継承	19
5 成果指標	22

第4章 計画の推進

1 推進体制	22
2 計画の進行管理	22

資料編

I 指定文化財等一覧	23
II 八幡平市文化芸術推進審議会条例	25
III 八幡平市文化芸術推進審議会 委員名簿	27

第1章 策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人々の心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となる極めて重要な意義があります。

本市は、南は盛岡市、西は秋田県、北は青森県とそれぞれ隣接し、古くは、西根地区・松尾地区は沼宮内通、安代地区は鹿角街道が縦貫する交通の要衝でもあり、地域ごとに特色のある文化を育んできました。

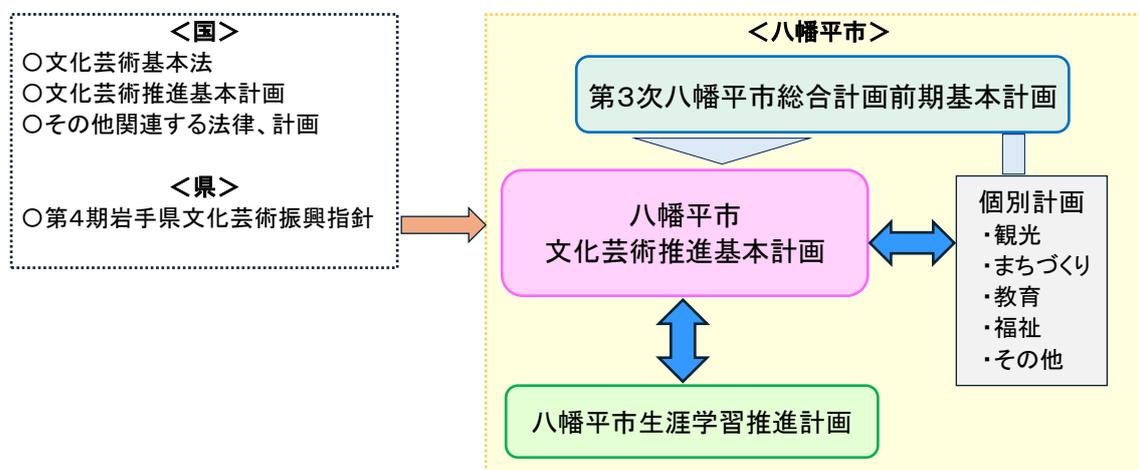
また、令和2年6月に二戸市と共同申請した「“奥南部”漆物語～安比川流域に受け継がれる伝統技術～」が日本遺産に認定され、北緯40度の独特な自然環境を背景とした漆産業に関わる人々や地域住民とのふれあいを通じて、日本遺産への理解を深めるとともに、その魅力を国内外へ発信してきたところです。

一方、国の動向に目を向けると、平成29年に成立した「文化芸術基本法」では、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、福祉、教育等関連分野の施策とも連携を図っていくことや、地方自治体においても、国が策定した計画を参酌して、文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

今後、本市においても、社会状況が変化する中で、市民一人ひとりが、心の潤いやまちの活力を実感できるよう文化芸術振興の取組を進める必要があることから、文化芸術基本法に基づき、本市の文化芸術に関する施策の方向性を示すとともに、総合的かつ計画的に施策を推進するため、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、第3次八幡平市総合計画前期基本計画に掲げる基本目標「学ぶ喜びにあふれたまちづくり」を共有し、その中で示される文化芸術分野の施策と協働して推進するものとし、「八幡平市生涯学習推進計画」などの他の関連する計画等とも連携を図ります。



3 計画期間

令和 8 年（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

4 文化芸術の範囲

文化芸術基本法に示されている内容を基本とし、新たに生まれる文化芸術の表現についても配慮するものとします。

（文化芸術基本法に定める文化芸術の分野）

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術をく）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化 国民娯楽等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化） 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

5 SDGs（持続可能な開発目標）

平成 27（2015）年、国連で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2030 年に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（通称：2030 アジェンダ）」が採択され、17 の目標からなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）」が掲げられました。本計画は、特に、ゴール 3、4、5、8、10、11、17 の達成を目標に推進するほか、文化芸術の力が社会の様々な場面で発揮されることにより全てのゴールの達成の助力となることを目指します。



第2章 文化芸術をとりまく状況

1 国・県の動向

【国の動向】

国においては、平成13年12月に施行された「文化芸術振興基本法」に基づき、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組を進めてきました。

同法の成立から、16年が経過し、この間、人口減少・高齢化、グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光や都市の活性化、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになってきたことから、文化芸術基本法の一部を改正し、平成29年6月に「文化芸術基本法」が施行されました。

同法においては、国における文化芸術基本計画の策定や地方公共団体における地方文化芸術推進基本計画策定の努力義務の規定が新たに設けられ、新・文化芸術基本法成立後の平成30年3月、平成30年度から令和4年度までの文化芸術政策の基本的な方向性を示した、初の文化芸術推進基本計画である「文化芸術推進基本計画(第1期)」が閣議決定されました。

また、平成30年6月、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

令和3年6月に文化財保護法が改正され、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度、地方公共団体による文化財の登録制度が新設されました。

令和5年3月に障害者文化芸術推進法に定める基本的な方針を踏まえ、今後5年間において推進する取組を示した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」が策定されました。

【県の動向】

岩手県においては、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指し、平成20年3月に「岩手県文化芸術振興基本条例」を制定し、同年12月、文化芸術振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を定めるため、「岩手県文化芸術振興指針」を新たに策定し、平成27年3月には第2期、令和2年3月には第3期、令和7年3月には「第4期岩手県文化芸術振興指針」を策定し、文化芸術団体はもとより、県民、民間団体・企業、市町村とともに、様々な文化芸術施策に取り組んできております。

2 社会状況の変化

人口減少社会の到来による過疎化や人口減少・高齢化、単身者世帯の増加等の影響による地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手の減少や、昨今の経済情勢に伴い厳しさをます財政状況等の影響を受け、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっています。

このような状況のなか、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化による文化的格差等の避けて通ることができない様々な課題に対し、八幡平市の有する文化芸術に関する資源を活用することによる解消を図ります。

(1)人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、令和元年(2019年6月確定値)には、1億2,625万人となっています。

本市の人口も、合併前の昭和35年の53,805人をピークに昭和55年の34,926人から減少の一途をたどっています。また、平成12年以降は、人口減少が加速的に続いています。

年齢3区分別人口の平成22年と令和2年を比較すると、0歳から14歳までの人口は31.8%の減、15歳から64歳までの人口は27.4%の減、65歳以上の人口は8.8%の増となっており、特に0歳から14歳までの人口の減少が大きく、65歳以上の人口は頭打ち傾向にあり、令和7年3月末時点の人口は22,949人となっています。

人口の減少は、地域経済をはじめ、地域の社会システムに様々な影響を与えることが指摘されています。また、少子高齢化の影響や過疎化の進行により、民俗芸能や伝統行事などの担い手が減少し、こうした地域文化が衰退するなど、地域文化の継承に及ぼす影響や文化芸能活動の縮小が懸念されています。

こうした中、市では「八幡平市人口ビジョン」(令和2年3月改訂)により、今後の人口の展望等を示しており、同ビジョンでは、自然減は特に出生数の減少が要因で、社会減は進学や就職などの若年層の転出による影響が大きく、女性はそれに加えて34歳位まで結婚が要因と想定される流出も見られると分析しています。

八幡平市人口ビジョンは、本市の人口の現状と将来の姿を明らかにする中で、今後、目指すべき将来の方向性を展望することを趣旨とし、令和22(2040)年に18,800人の人口を確保することを目指しています。

(2)公共施設の状況

市の公共施設（建物）は、高度経済成長期の昭和40年頃から多くの施設が整備されていることから、築60年以上の施設や、間もなく建替え時期（60年）となる築50年以上の施設が約9.3%、大規模改修が必要とされる築30～49年を経過する施設が全体の42.5%を占めています。

表 3.2.1 大分類別・経過年別延床面積の状況

大分類	建築年代 30年未満 (H5～R4) 計 (㎡)	30年以上(～H4)				計 (㎡)	30年以上 の占める 割合 (%)
		30～39年 (S58～H4) ㎡	40～49年 (S48～S57) ㎡	50～59年 (S38～S47) ㎡	60年以上 (～S37) ㎡		
①行政系施設	12,210.89	11,401.53	2,471.91	561.54	0.00	14,434.98	54.2%
②市営住宅	5,957.78	10,727.71	6,424.42	1,284.70	0.00	18,436.83	75.6%
③子育て支援系施設	2,994.46	759.57	1,740.54	454.41	0.00	2,954.52	49.7%
④学校教育系施設	18,448.52	17,752.17	13,314.36	7,080.80	3,450.00	41,597.33	69.3%
⑤社会教育系施設	1,982.62	660.50	477.75	0.00	0.00	1,138.25	36.5%
⑥スポーツ系施設	14,278.52	3,281.78	4,816.05	459.64	0.00	8,557.47	37.5%
⑦観光レクリエーション系施設	6,816.05	1,515.46	2,709.13	0.00	0.00	4,224.59	38.3%
⑧福祉系施設	3,209.29	0.00	933.94	0.00	0.00	933.94	22.5%
⑨市民文化系施設	9,708.83	3,680.43	5,978.52	901.45	0.00	10,560.40	52.1%
⑩産業系施設	23,394.55	2,328.61	6,894.02	1,777.21	0.00	10,999.84	32.0%
⑪医療施設	7,476.73	1,670.75	2,455.70	0.00	0.00	4,126.45	35.6%
⑫公園施設	1,011.71	412.94	105.71	0.00	0.00	518.65	33.9%
⑬供給処理施設	6,664.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
⑭その他施設	6,444.17	2,178.47	1,612.43	5,421.78	1,795.68	11,008.36	63.1%
合計	120,598.60	56,369.92	49,934.48	17,941.53	5,245.68	129,491.61	51.8%

※八幡平市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）より抜粋

平成28年度から令和3年度までの施設保有量の推移は、次のとおりです。

表 3.4.2 施設保有量の推移

施設用途	年度	平成28年度		令和3年度		増減	
		延床面積 (㎡)	棟数	延床面積 (㎡)	棟数	延床面積 (㎡)	棟数
①行政系施設		30,128.41	92	26,645.87	87	-3,482.54	-5
②市営住宅		23,841.71	63	24,394.61	66	552.90	3
③子育て支援系施設		4,613.59	14	5,948.98	14	1,335.39	0
④学校教育系施設		60,495.41	97	60,045.85	97	-449.56	0
⑤社会教育系施設		1,918.00	3	3,120.87	7	1,202.87	4
⑥スポーツ系施設		22,353.08	50	22,835.99	55	482.91	5
⑦観光レクリエーション系施設		11,402.79	43	11,040.64	33	-362.15	-10
⑧福祉系施設		3,428.03	8	4,143.23	9	715.20	1
⑨市民文化系施設		19,897.08	50	20,269.23	47	372.15	-3
⑩産業系施設		18,027.77	48	34,394.39	63	16,366.62	15
⑪医療施設		5,000.70	13	11,603.18	15	6,602.48	2
⑫公園施設		1,421.30	18	1,530.36	15	109.06	-3
⑬供給処理施設		7,611.96	10	6,664.48	5	-947.48	-5
⑭その他施設		19,478.38	67	17,452.53	71	-2,025.85	4
合計		229,618.21	576	250,090.21	584	20,472.00	8

※八幡平市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）より抜粋

八幡平市公共施設等総合管理計画において、施設分類別の建替え単価は、次のとおり設定しています。

表 4.2.1 施設分類別の建替え単価

施設分類	建替え単価 (万円/㎡)
①行政系施設	40
②市営住宅	28
③子育て支援系施設	33
④学校教育系施設	33
⑤社会教育系施設	40
⑥スポーツ系施設	36
⑦観光レクリエーション系施設	36
⑧福祉系施設	36
⑨市民文化系施設	40
⑩産業系施設	40
⑪医療施設	40
⑫公園施設	33
⑬供給処理施設	36
⑭その他施設	36

《参考 1-2》「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」【抜粋】

(5) 更新単価の設定の考え方

① 公共施設等の建築物【前段】

公共施設等の建築物の種類ごとの更新（建替え）の単価については、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に4段階の単価を設定する。この単価は、落札価格ではなく、予定価格又は設計価格を想定して設定している。

(参考) 更新（建替え）及び大規模改修の単価

更新（建替え）	
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36 万円/㎡
学校教育系、子育て支援系施設等	33 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡

※八幡平市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）より抜粋

3 本市の文化芸術の現状と課題

(1)文化芸術に関する取組

本市では、文化芸術の振興を図るため、市民や文化芸術団体が行う文化芸術活動の支援や子どもが文化芸術に触れる機会の提供、将来世代へ継承する文化財などの保護に取り組むほか、市博物館での市の歴史・文化・暮らしの紹介を行うとともに、観光分野においても文化芸術を生かした事業を展開してきました。

そのほか、市民が主体となった多彩な文化芸術活動が活発に展開されています。

文化芸術の振興に関する主な事業

【文化芸術活動の支援】

- ・市芸術文化協会補助金による支援
- ・市芸術祭実行委員会事業費補助金による支援

【文化芸術に関する公演やイベントの開催】

- ・市芸術祭の開催（市芸術祭実行委員会）

【子どもが文化芸術に触れる機会の提供】

- ・小・中学校等への音楽や演劇鑑賞の機会の提供（青少年劇場）

【文化財・日本遺産の保護、活用】

- ・指定文化財や民俗芸能の保存・保護に係る助成

【文化施設の管理運営等】

- ・市博物館の管理運営、企画展等の実施

○八幡平市芸術祭（主催：八幡平市芸術祭実行委員会）

市民の文化芸術活動の成果を発表、展示する機会を設けるとともに、広く市民に優れた芸術文化活動作品の鑑賞の機会を提供し、市の文化芸術の振興と発展に寄与しています。

○コミュニティセンター事業

市内12地区のコミュニティセンターでは、地域住民の交流と文化芸術活動の振興を目的とした様々な取り組みが行われています。コミュニティセンターまつりや各種企画・講座は、発表の場や文化芸術に親しむ機会を提供しています。また、絵画、写真、合唱、華道など多様な教室やサークル活動の場を提供するなど、地域住民の活動を支援しています。

○学校での文化芸術活動

学校教育の場においても、合唱、吹奏楽、民俗芸能活動が活発に行われています。令和6年度には、松尾中学校吹奏楽部が、東北吹奏楽コンクールで銅賞を受賞するなどの目覚ましい成果を上げています。

また、各小学校では、地域に伝わる民俗芸能を学び、学校行事等で発表するなど伝統が継承されており、子供たちの郷土愛を育むとともに、地域文化の継承に大きく貢献しています。（平館小学校：岩手山神社山伏神楽、平笠小学校：平笠田植踊、寄木小学校：寄木念仏剣舞、松野小学校：田植え踊り など）

市ゆかりの詩人で名誉市民「江間章子先生」の功績を顕彰するとともに、児童生徒が先生の詩の心を引き継ぎ、豊かな心を培うことを願い、平成10年度に少年少女の詩「江間

章子賞」を創設し、それ以来毎年優秀な作品を表彰しています。

(2)文化財、自然・歴史資源

【一般文化財】

焼走り熔岩流や南部絵暦等の国及び県指定の天然記念物や文化財、鹿角街道の一里塚や神楽、先祓い等の市指定の有形・無形文化財があります。

【埋蔵文化財】

縄文時代後期から晩期への移行を示す土偶が出土した松尾釜石環状列石や平安時代の北東北の特異な遺跡である高地性集落跡の暮坪遺跡及び子飼沢山遺跡等の埋蔵文化財があります。

【日本遺産】

本市を代表する伝統工芸には、江戸時代から現在まで続く「漆器」があります。

地域に点在する文化財のストーリーが優れていることから、日本遺産「奥南部漆物語」（二戸市と合同）に認定されています。奥南部漆物語推進協議会と連携しながら、八幡平市の魅力を国内外に発信しています。

(3)文化芸術に関する市民意識調査

本市では、令和6年9月及び12月に、市民の文化芸術に関する意識の実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするため文化芸術に関するアンケート調査を実施しました。

市民500人へのアンケート調査のほか、市の将来を担う青少年の考えと意見を反映できるように、市内中学校の2年生及び3年生並びに県立平館高等学校生に対して、ほぼ同じ内容でインターネットによる電子回答で実施しました。

その主な結果については、以下のとおりとなっています。

(文化芸術に関する市民意識調査の実施方法)

対 象	配布数	回答数	回答率(%)	内 容 (①調査方法、②回答方法、 ③対象者、④実施期間)
市 民	500	129	25.8	①郵送による配布 ②記載92人、WEB回答37人 ③令和6年6月12日現在、市内在住18歳以上の年代別、男女別無作為抽出 ④令和6年9月27日から10月29日
市内中学生	144	130	90.2	①学校への文書依頼 ②WEB回答 ③2年生107人、3年生37人 ④令和6年12月10日から令和7年1月15日
平館高校生	104	91	87.5	①学校への文書依頼 ②WEB回答 ③全学年 ④令和6年12月10日から12月25日
合 計	748	350	46.7	

【参考】人口・世帯（令和6年12月31日現在）

地区別	人口	世帯数	男性	女性
八幡平市	23,179人	10,787世帯	11,215人	11,964人
西根地区	14,116人	6,306世帯	—	—
松尾地区	5,453人	2,800世帯	—	—
安代地区	3,610人	1,681世帯	—	—

(4)分析及び課題

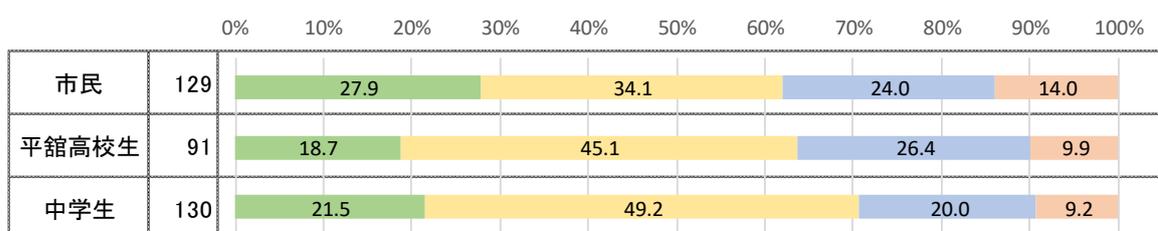
①文化芸術への関心度

「関心がある・どちらかといえば関心がある」と答えた割合は市民が62.0%、平館高校生が63.8%、中学生が70.7%と6割以上が関心を持ち、若い世代ほど関心度が高い結果となっています。

「関心がない・どちらかといえば関心がない」と答えた方の理由は、市民では「時間がないから」が49.0%、次いで「きっかけや情報がないから」が38.8%となっており、平館高校生では「きっかけや情報がないから」が60.5%、次いで「意義を感じないから」が26.3%、中学生も同様に「きっかけや情報がないから」が62.5%、次いで「意義を感じないから」が31.3%という結果になっています。

「きっかけや情報がないから」と答えた割合が高く、6割以上が文化芸術に興味をもっている市民に対して、文化芸術に触れる機会の提供や、情報発信が十分にできているとは言えないことから、文化芸術施策の充実や、情報発信力の向上が必要であると考えられます。

Q 文化や芸術に興味がありますか



Q 「関心がない・どちらかといえば関心がない」と回答した理由



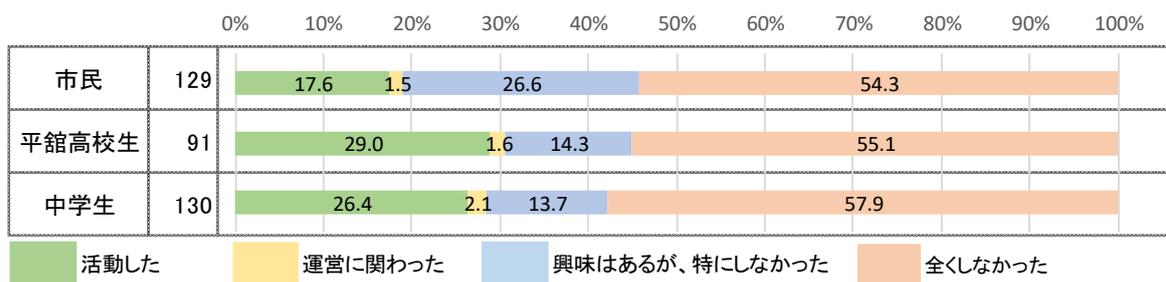


②過去1年間での文化芸術に対する活動状況

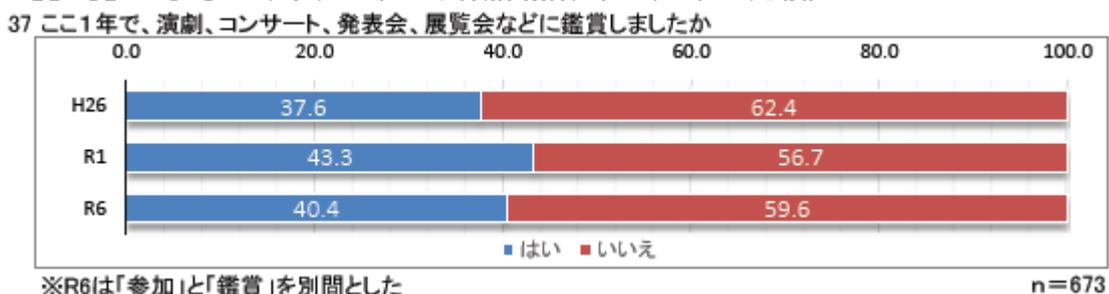
施設等や自宅内で「活動した」と答えた割合は市民が17.6%、平館高校生29.0%、中学生が26.4%となり、若い世代が若干高い割合となっています。「全くしなかった」と回答した割合は、全世代で5割を超える結果となり、文化芸術への興味の低さが露呈した結果となりました。しかし、「まちづくりアンケート」の「ここ1年で、演劇、コンサート、発表会、展覧会などに鑑賞しましたか」の鑑賞に絞った問では、40.4%という結果となりました。

Q 過去1年間での文化芸術に対する活動(出演、体験、鑑賞)や興味について

文化芸術分野の項目(生活文化、食文化、地域の祭り・参拝等、民族芸能、文学、演芸、メディア芸術、演劇、音楽、美術・工芸、伝統芸能、文化財・遺跡見学等、博物館・美術館イベント)



【参考】《まちづくりアンケート集計結果(H26, R1, R6比較)》



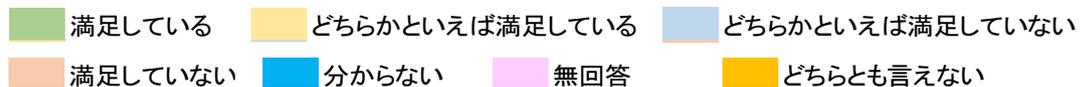
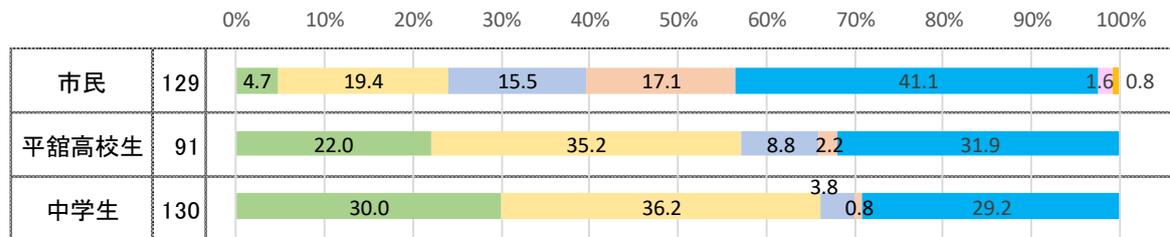
※R6は「参加」と「鑑賞」を別問とした

n=673

③本市の文化芸術をとりまく環境の満足度

「満足している・どちらかといえば満足している」と答えた割合は市民が 24.1%、平館高校生が 57.2%、中学生が 66.2%となり、平館高校生、中学生の若い世代の約 6 割が満足している一方、市民の満足度は 2 割強にとどまる結果になっています。

Q 本市の文化芸術をとりまく環境（参加・鑑賞・創作する機会、ボランティアや運営等の体制、文化財等）に満足していますか



④文化芸術に関わるきっかけとなる条件

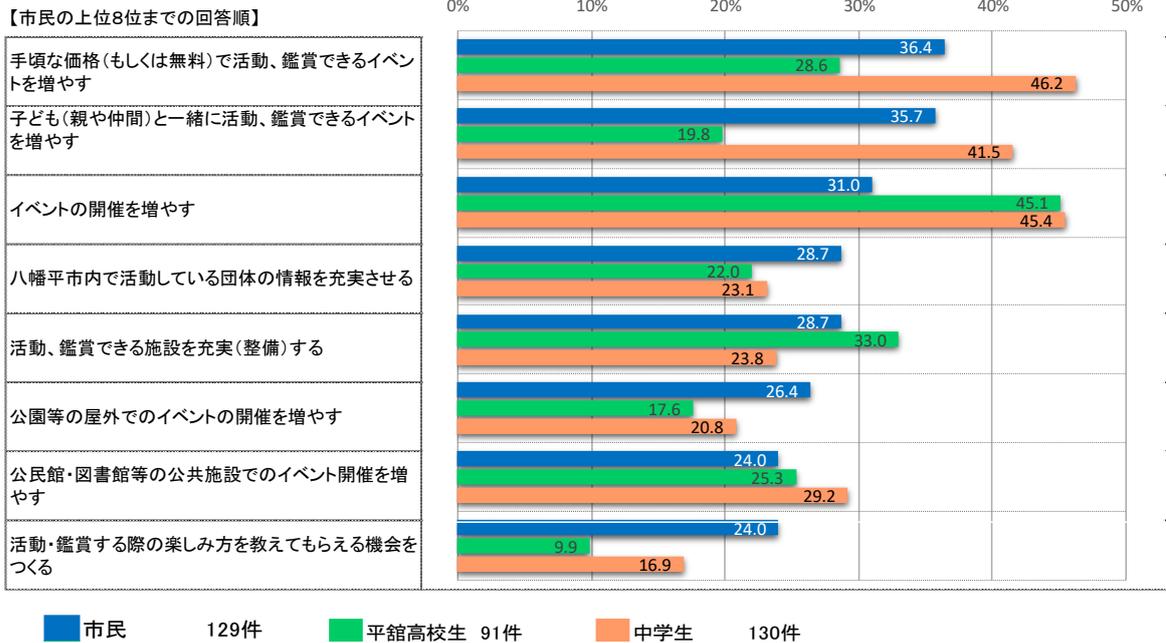
文化芸術に関わるきっかけとなる条件についての回答で、市民は、「手頃な価格（もしくは無料）で活動、鑑賞できるイベントを増やす」が最も高く 36.4%、次いで「子ども（親や仲間）と一緒に活動、鑑賞できるイベントを増やす」が 35.7%、その次に「イベントの開催を増やす」が 31.0%になっています。

平館高校生は、「イベントの開催を増やす」最も高く 45.1%、次いで「活動、鑑賞できる施設を充実（整備）する」が 33.0%、その次に「手頃な価格（もしくは無料）で活動、鑑賞できるイベントを増やす」が 28.6%になっています。

中学生は、「手頃な価格（もしくは無料）で活動、鑑賞できるイベントを増やす」が最も高く 46.2%、次いで「イベントの開催を増やす」が 45.4%、その次に「子ども（親や仲間）と一緒に活動、鑑賞できるイベントを増やす」が 41.5%になっています。

全ての世代を通じて、「手頃な価格（もしくは無料）で活動、鑑賞できるイベントを増やす」や「イベントの開催を増やす」が文化芸術に関わるきっかけになると答えの割合が高く、文化芸術に身近に触れ親しむ機会をさらに創出する必要があると考えられます。

Q どのような条件を整えば、文化芸術に関わるきっかけになるとおもいますか

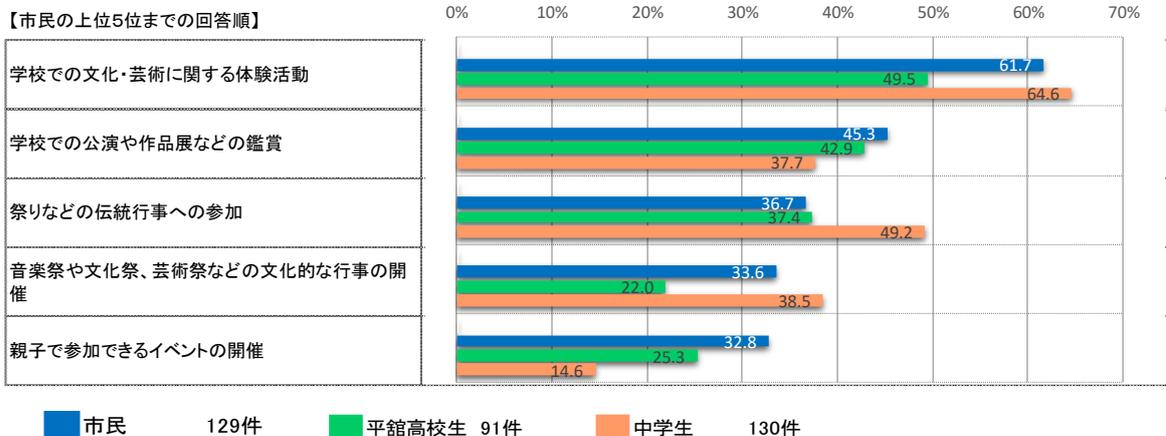


⑤ (子どもたちが)文化芸術に親しむために充実させるべきこと

文化芸術に親しむために充実させるべきことについて、市民は、「学校での文化芸術活動に関する体験活動」が最も高く 61.7%、次いで「学校での公演や作品展などの鑑賞」が 45.3%になっており、平館高校生も、「学校での文化芸術活動に関する体験活動」が最も高く 49.5%、次いで「学校での公演や作品展などの鑑賞」が 42.9%、中学生も「学校での文化芸術活動に関する体験活動」が最も高く 64.6%、次いで「祭りなどの伝統行事への参加」が 49.2%になっています。

全ての世代を通じて、「学校での文化芸術活動に関する体験活動」との答えが最も高く、学校での体験活動の充実に期待が寄せられている結果となっています。

Q (子どもたちが)文化芸術に親しむために、何を充実させるべきと思いますか

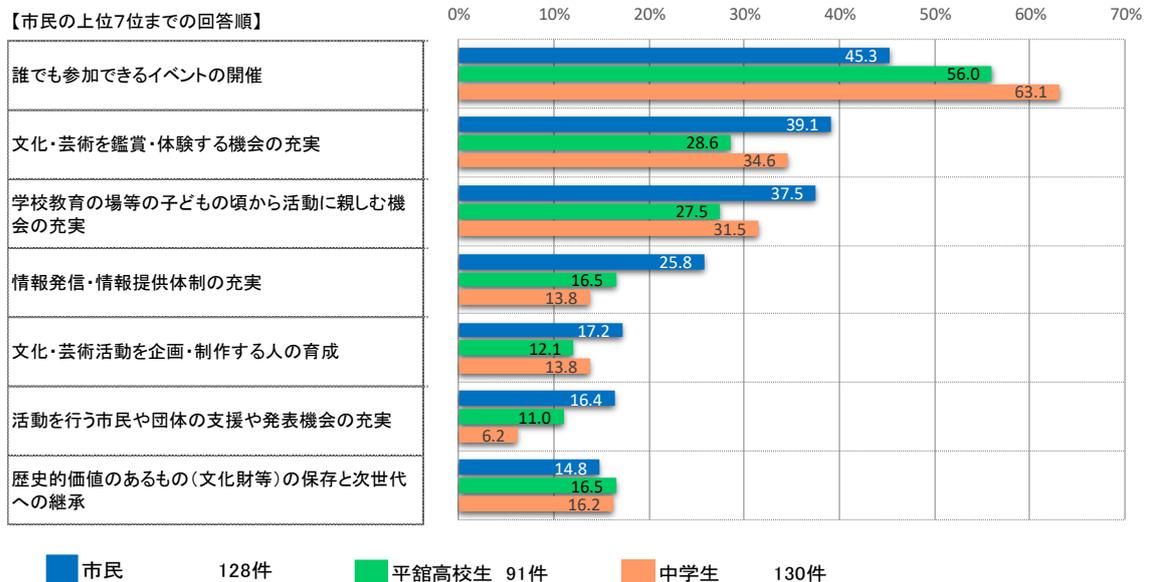


⑥本市が今後取り組むべきこと

文化芸術を活かしたまちづくりを進めるために、本市が今後取り組むべきことについて、市民は、「誰でも参加できるイベントの開催」が最も高く45.3%、次いで「文化芸術を鑑賞・体験する機会の充実」が39.1%となっており、平館高校生も「誰でも参加できるイベントの開催」が最も高く56.3%、次いで「文化芸術を鑑賞・体験する機会の充実」が28.6%、中学生も「誰でも参加できるイベントの開催」が最も高く63.1%、次いで「文化芸術を鑑賞・体験する機会の充実」が34.6%になっています。

全ての世代を通じて、「誰でも参加できるイベントの開催」が最も高く、次いで「文化芸術を鑑賞・体験する機会の充実」の割合が高くなっています。市民ニーズを踏まえた文化芸術に出会う機会の充実が必要であり、このようなことを踏まえて文化芸術の施策に取り組む必要があります。

Q 文化芸術を活かしたまちづくりを進めるために、八幡平市が今後取り組むべきことは



(5)市が実施する文化芸術に関する課題

文化芸術の振興に関する課題

【文化芸術活動】

- ・文化芸術活動へ身近に触れ親しむ機会の不足
- ・文化イベント等の効果的な広報・周知の不足
- ・子どもたちが文化芸術に触れる機会の不足
- ・少子高齢化などの進行による、担い手や後継者の減少

【文化振興の環境整備】

- ・身近な場所で芸術文化活動が行える環境づくり
- ・質の高い芸術文化を、多くの市民が気軽に鑑賞できる場の不足

第3章 基本方針・基本施策

1 基本目標

施策の基本方針を以下のとおり定め、本市の文化芸術推進施策を推進していきます。

市民が誰でも文化芸術に親しみ、文化や歴史を受け継ぐ、誇りの持てるまち

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人々の心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となる極めて重要な意義があります。

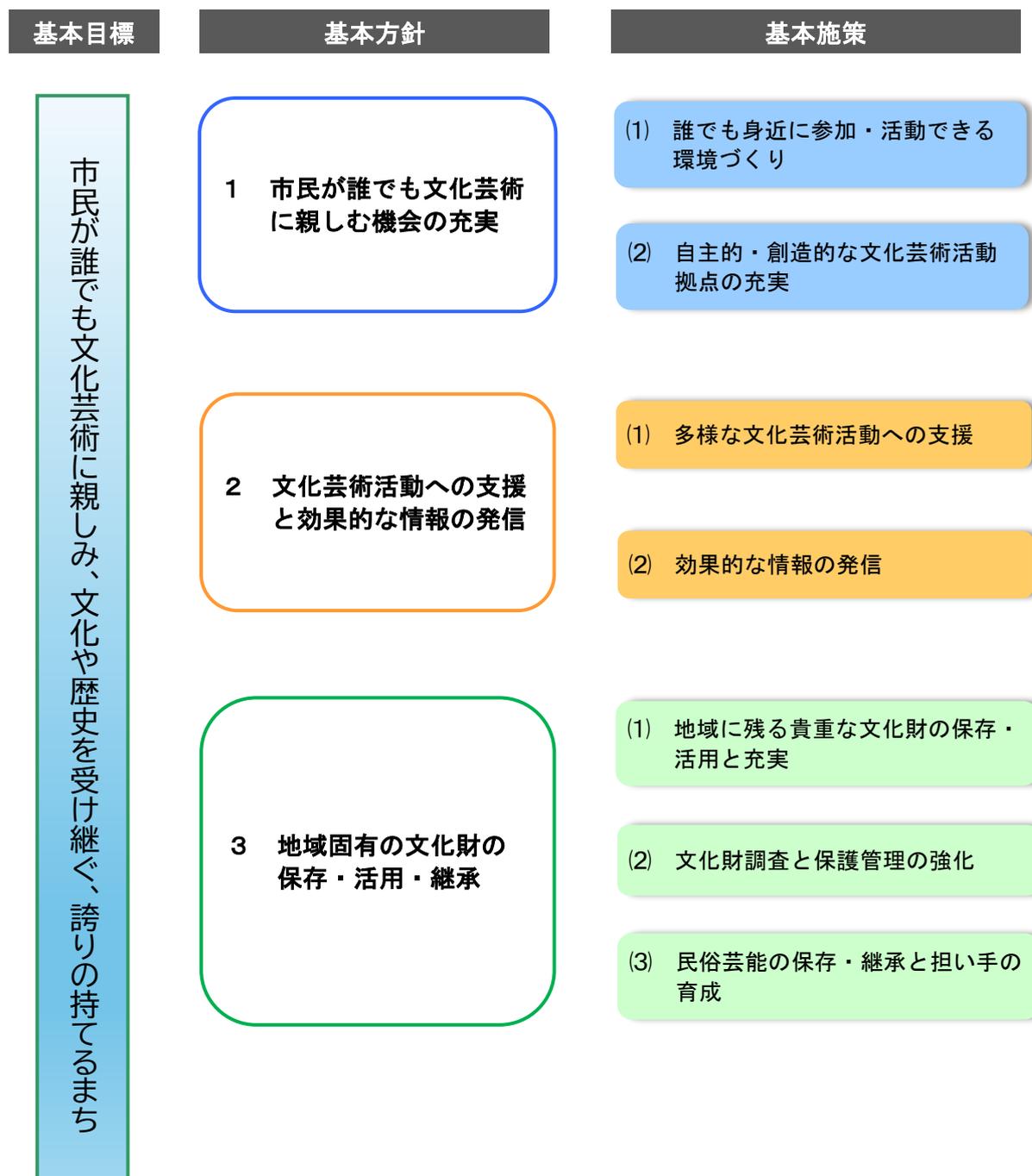
八幡平市の風土に培われた豊かな歴史や文化を次世代に受け継いでいくとともに、市民誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境づくりを進めることにより、より豊かな文化芸術へと発展させていくことを通じて、魅力ある八幡平市を目指します。

2 基本方針

- 基本方針1 市民が誰でも文化芸術に親しむ機会の充実
- 基本方針2 文化芸術活動への支援と効果的な情報の発信
- 基本方針3 地域固有の文化財の保存・活用・継承

3 計画の体系

基本目標を目指し、次のとおり3つの基本方針を定め、これに基づいて各基本施策を展開します。



4 施策の展開

基本方針 1 市民が誰でも文化芸術に親しむ機会の充実

文化芸術は、豊かな人間性を育むとともに、人と人とのつながりや、お互いに理解し尊重しあうものです。価値観が多様化しても、市民一人ひとりが、身近な場所で子ども、若者、高齢者、障がい者等、誰もが文化芸術に触れ、活動できるように鑑賞、参加、創造できる機会の充実を図っていくことが必要です。そのためには、心の豊かさと生活に潤いをもたらす文化芸術に対する関心を高めることが重要です。

また、文化芸術の振興のためには、芸術団体、教育機関、行政などが連携し、文化芸術活動を支援し、活性化を図ることが必要です。文化芸術の分野だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野で協力、連携・活用し、相乗効果を生み出していく体制を構築することも重要です。

基本施策(1) 誰でも身近に参加・活動できる環境づくり

- ・市民の豊かな人間性と創造性を育むため、優れた展示作品や舞台発表などを鑑賞できるよう「八幡平市芸術祭」の開催や、市内小中学生へ優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する「岩手県青少年劇場」や、音楽発表の場としての「岩手地区合唱祭」への参加など、関係団体と連携した鑑賞・学習機会の充実を図ります。
- ・コミュニティセンターや文化芸術団体と連携し、市民の各種文化活動の成果を発表する場を充実させ、市民が気軽に参加できる創作・発表機会の提供を図ります。
- ・文化芸術の関心を高めさせ、活動を通じて文化芸術に触れあう機会の提供や醸成を図ります。

具体的取組

【継続する取組】

取組・事業 【芸術鑑賞、学習機会の提供】	内容	備考
八幡平市芸術祭の開催 ※18 ページに掲載あり。	・文化芸術活動の成果発表、展示機会の提供 ・文化芸術活動作品の鑑賞機会の提供	八幡平市芸術祭実行委員会
中学校における芸術鑑賞の推進	・学校行事などでの鑑賞機会の提供 ・岩手県青少年劇場の開催	
小・中学校音楽発表会	・小・中学校生徒の音楽発表会、コンクール等への参加支援	小・中学校文化連盟補助金
岩手地区合唱祭	・岩手地区合唱祭への参加支援	岩手地区音楽協議会
コミュニティセンター事業	・各種企画、講座の開催 ・多様な教室やサークル活動の場の提供	

【今後検討する取組】

取組・事業 【芸術鑑賞、学習機会の提供】	内容	備考
民俗芸能活動の参加機会の創出、継承 ※21 ページに掲載あり。	・指定無形民俗文化財の保存団体と連携し、市で開催するイベントなどで発表・参加する機会の検討	一般公開施設等
市民音楽発表会などの開催 ※18 ページに掲載あり。	・市民がポピュラー音楽やジャズ、ロックなどの現代音楽も含め、多世代が参加できる音楽を発表する機会の検討	

基本施策(2) 自主的・創造的な文化芸術活動拠点の充実

・多様な文化芸術活動の拠点として、公立文化施設等の果たす役割は重要であることから、市民のニーズを捉え、計画的かつ効率的に文化芸術活動の拠点としての環境整備や既存施設の充実を図ります。

具体的取組

【今後検討する取組】

取組・事業 【拠点施設的环境整備】	内容	備考
施設をとりまく状況の把握	・市民センター等の公共施設における文化芸術活動の利用状況について調査・整理	
既存施設の有効活用調査・検討	・有効活用に向けた改修費用の算出 ・既存施設の改修利用の可能性調査 ・既存施設の改修等による環境整備	体育館、図書館等

基本方針2 文化芸術活動への支援と効果的な情報の発信

市民が文化芸術活動に親しみ参加できる、活動支援や発表の場、鑑賞の機会を今まで以上に充実するとともに、八幡平市芸術文化協会をはじめとする団体への支援を図ることで、文化芸術活動の振興に努める必要があります。

また、文化芸術と市民をつなぐ機能の充実を図るとともに、多様なメディアを活用し、文化芸術イベントや文化芸術活動、伝統行事、文化財、食文化など、豊かな文化芸術の情報など八幡平市の魅力を内外に発信していくことで、文化芸術を通じた交流人口の拡大や地域活性化にもつなげていくことも重要です。

基本施策(1) 多様な文化芸術活動への支援

- ・文化芸術団体等の活動への助成や各種情報の提供などを通して、新たな文化芸術の表現活動を含め、多彩な文化芸術活動や地域の特性を生かした文化芸術活動の活性化が図られるよう取り組みます。
- ・文化芸術活動を行う場として、コミュニティセンターをはじめとした身近な施設

を利用し、創作活動することができるよう支援に努めます。

具体的取組

【継続する取組】

取組・事業 【文化芸術活動への支援】	内容	備考
八幡平市芸術祭の開催 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術団体等の創造的な文化芸術活動への支援 ・市民の創作した美術品作品の公募、展示 	

【今後検討する取組】

取組・事業 【文化芸術活動への支援】	内容	備考
市民音楽発表会などの開催 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が新たに音楽発表会などイベントの企画・開催するのに要する経費への助成 	

基本施策(2) 効果的な情報の発信

・紙媒体による周知に加え、スマートフォンやタブレットを通じて、誰もが情報を得ることができるようにすることで、交流人口の拡大や地域活性化にもつなげていきます。

具体的取組

【継続する取組】

取組・事業 【情報の発信】	内容	備考
多様なメディアによる情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページだけでなく、SNS・インターネットなど多様なメディアを活用した情報の発信・周知 	

【今後検討する取組】

取組・事業 【情報の発信】	内容	備考
収蔵品データベースの構築 ※20 ページに掲載あり。	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵品管理システム・アプリを活用した収蔵品のデータベースの構築(デジタル化へ移行) ・システム構築による、アプリ等での情報発信、情報共有 	八幡平市博物館 八幡平市西根歴史民俗資料館
文化財情報の紹介 ※20 ページに掲載あり。	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡名勝天然記念物、有形文化財について、ホームページやマップなどでの充実を図る ・散策スポットのPRなどの検討 	鹿角街道内の一里塚(市指定) 線刻五尊像鏡等(県指定)

基本方針3 地域固有の文化財の保存・活用・継承

文化財は、地域の歴史、文化などを知る上で欠かせないものであり、関心を高め、理解を深めることで地域に対する誇りや愛着を醸成するものです。

本市には、焼走り熔岩流や南部絵暦等の国及び県指定の天然記念物や文化財、鹿角街道の一里塚や神楽、先祓い等の市指定の有形・無形文化財があります。また、縄文時代後期から晩期への移行を示す土偶が出土した松尾釜石環状列石や平安時代の北東北の特異な遺跡である高地性集落跡の暮坪遺跡及び子飼沢山遺跡等の埋蔵文化財があり、郷土の歴史や文化などを正しく理解し、後世に伝えなければならないものであり、その保護・保存・活用を図ることが必要です。

特に民俗芸能（郷土芸能、市指定無形民俗文化財）については、少子高齢化による後継者不足が喫緊の課題となっています。担い手を確保するための方策を多面的、長期的に検討することで持続可能な将来世代への継承につなげることが必要です。

市内には、史資料を保管・展示する施設として、八幡平市博物館、西根歴史民俗資料館、松尾鉦山資料館、松尾ふれあい文化伝承館の4施設があります。この施設が連携し、保存・管理、調査・研究、資料収集など市民等のニーズに対応した情報を提供できる機能を充実させていく必要があります。

無形文化遺産では、令和6年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ文化遺産に登録されましたが、本市には、江戸時代の終わりごろの1829年に創業し、創業当時の酒造の中で日本酒を造り続けている「鷲の尾」があります。自然との共存、地域社会の絆、生活文化における役割など、酒造りを支える人々の精神性を反映した文化を保護・継承していく必要があります。

また、市を代表する伝統工芸で江戸時代から現在まで続く「漆器」があります。文化庁から地域に点在する文化財のストーリーが優れていることから、二戸市と共同申請した「“奥南部”漆物語～安比川流域に受け継がれる伝統技術～」が日本遺産に認定されています。奥南部漆物語推進協議会と連携しながら、国内外への積極的かつ戦略的・効果的に「八幡平らしい」魅力を発信するとともに、誘客による人の交流を図ります。

基本施策(1) 地域に残る貴重な文化財の保存・活用と充実

・文化財を通じて地域の歴史を学ぶことで、市民が郷土に愛着を持ち、地域を大切にできる心が育まれます。市内の史資料を所蔵する市博物館等の機能充実を図り、様々な文化財について理解を深めるための講座や企画展の開催を推進します。また、市内小中学校の社会科見学等の校外学習の受入れや授業で講演する等の連携協力を進めます。

具体的取組

【継続する取組】

取組・事業 【文化財の保存・活用と充実】	内容	備考
講座や企画展の開催	・博物館等での機能充実を図り、講座や企画展を開催	
小中学校の校外学習等	・小中学校の校外学習の受入れ ・小中学校での授業等での講演	
地域の漆文化の啓発	・出前講座の開催 ・日本遺産フェスティバル参加 ・地域連携イベント（岩手銀行赤レンガ館前イベント）開催	日本遺産奥南部漆物語推進協議会
観光客受入体制整備	・旅行会社と現地観光事業者をつなぐ手配業（ランドオペレーター）の整備・育成	日本遺産奥南部漆物語推進協議会

【今後検討する取組】

取組・事業 【文化財の保存・活用と充実】	内容	備考
収蔵品データベースの構築 (再掲)	・収蔵品管理システム・アプリを活用した収蔵品のデータベースの構築（デジタル化へ移行） ・システム構築による、アプリ等での情報発信、情報共有	八幡平市博物館 八幡平市西根歴史民俗資料館
文化財情報の紹介 (再掲)	・史跡名勝天然記念物、有形文化財について、ホームページやマップなどでの充実を図る ・散策スポットのPRなどの検討	鹿角街道内の一里塚（市指定） 線刻五尊像鏡等（県指定）
巡回展示による学習	・中学校での縄文土器の巡回展示 ・学校への貸出可能出土遺物の周知	見てふれる体験学習
出張展示の実施	・市交流複合施設（「8テラス」）1階エントランス等での出張展示などの検討	

基本施策（2） 文化財調査と保護管理の強化

- ・市内に点在する市指定有形文化財について、現状を把握し、所有者に対して保護・保存への支援を図ります。専門的な立場から調査し、意見具申する市文化財保護審議会を定期的に開催し、文化財の保護と活用について検討します。
- ・埋蔵文化財について、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の内容及び把握や開発に伴う、記録保存を目的とした調査を進めていきます。また、その成果を市民に広く公開し、後世に記録を伝えることに努めます。

具体的取組

【継続する取組】

取組・事業 【文化財調査と保護管理の強化】	内容	備考
文化財の指定制度	・市指定文化財の指定	
文化財調査	・民俗文化財調査・研究 ・埋蔵文化財調査・研究	発掘調査等
文化財の保存、維持、支援	・文化財保護の巡視と保存・維持管理への支援	文化財パトロール 文化財保護補助金
八幡平市文化財保護審議会	・文化財の保存、活用に関する重要事項を調査、審議及び意見具申	

基本施策(3) 民俗芸能の保存・継承と担い手の育成

- ・少子高齢化により伝承者が減り、地域の民俗芸能（郷土芸能）の存続が危惧されています。各保存団体の保存状況を把握し、電子映像記録による保存や後継者育成などの伝承活動の支援を継続して進めます。
- ・教育分野や地域コミュニティとの連携などにより、民俗芸能に接する場を設けるとともに、「市芸術祭舞台部門」などの発表の機会を広めることで、市民への民俗芸能の周知を図ります。

具体的取組

【継続する取組】

取組・事業 【民俗芸能の保存・継承と担い手の育成】	内容	備考
文化財の保存、記録	・市指定無形民俗文化財（民俗芸能）の保存団体への支援 ・電子映像記録による保存	指定文化財保護補助金
記録映像の活用	・DVDによる記録映像を活用した映像展示	八幡平市博物館 八幡平市立図書館等

【今後検討する取組】

取組・事業 【民俗芸能の保存・継承と担い手の育成】	内容	備考
民俗芸能活動の参加機会の創出、継承 (再掲)	・指定無形民俗文化財の保存団体と連携し、市開催のイベントなどで発表・参加する機会創出の検討	
市指定無形民俗文化財の保存団体との情報連携	・話し合いの機会を設け、活動状況や課題など、各団体との情報交換等の実施	

5 成果指標

計画に掲げる施策の指標として、以下の2項目を設定します。

項目	現状値※	目標値 (令和12年度)
文化芸術をとりまく環境の満足度 「本市の文化芸術をとりまく環境（参加・鑑賞・創作する機会、ボランティアや運営等の体制、文化財等）に満足している」市民の割合	4.7%	10.0%
文化芸術に対し、参加・鑑賞した人の割合 「過去1年間に、演劇、コンサート、展覧会などに参加・鑑賞した」市民の割合	40.4%	45.0%

※文化芸術をとりまく環境の満足度：令和6年9月「文化芸術に関する八幡平市市民意識調査」による

※文化芸術に対し、参加・鑑賞した人の割合：令和6年「まちづくりアンケート」による

また、第3次八幡平市総合計画後期基本計画における次の目標指標も参考にし、施策の進捗状況を図る目安とします。

(参考) 第2次八幡平市総合計画基本計画 目標指標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
まちづくり出前講座への参加者数	752人	800人
伝承している伝統芸能の数	16団体	16団体

第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、文化芸術団体、教育機関、事業者、県、関係機関など多様な主体と連携・協働して取り組みます。

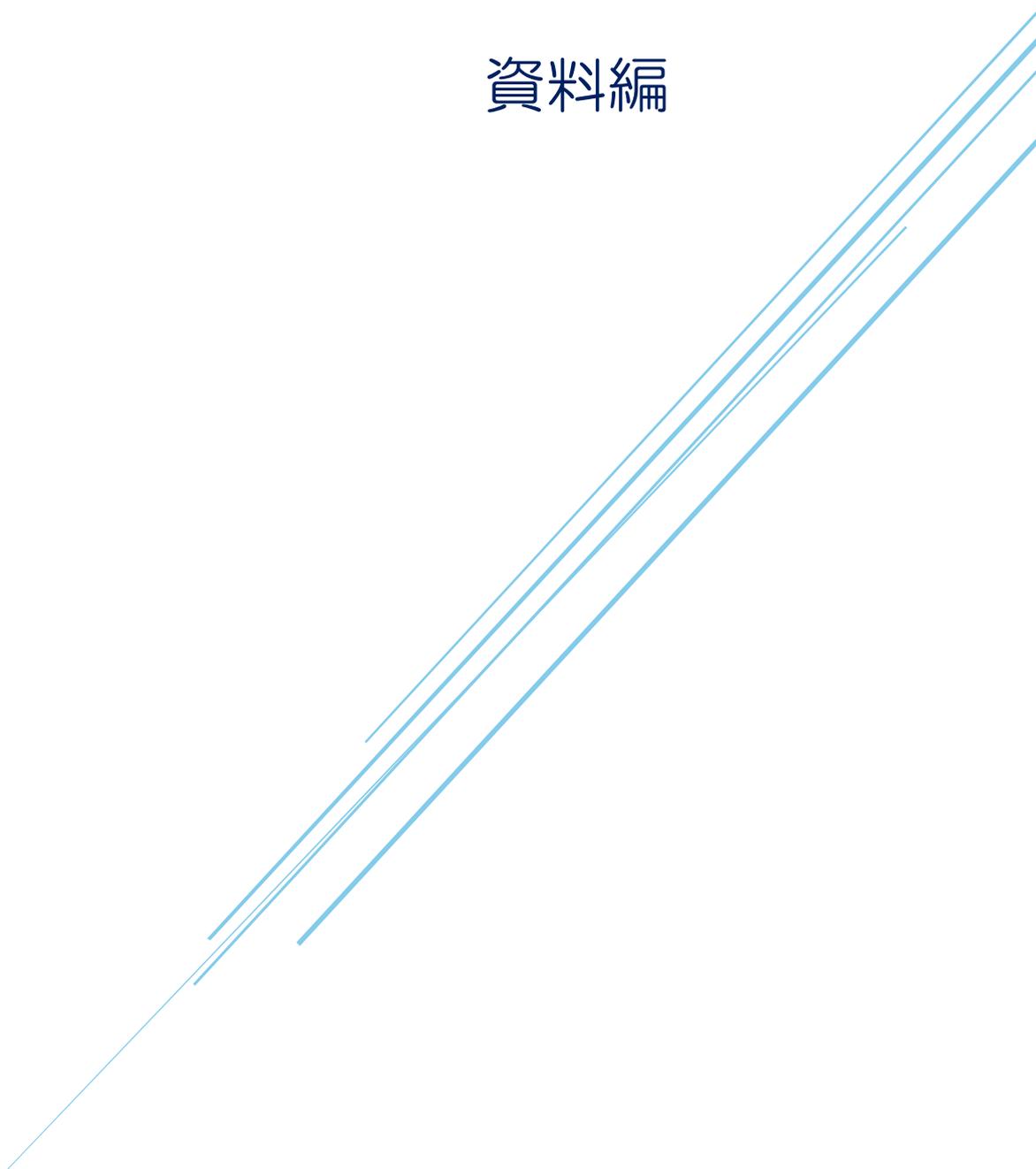
2 計画の進行管理

本計画に掲げる施策を推進するための組織を設け、施策の実施状況の評価、改善の検討を行うなど、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。

八幡平市文化芸術推進審議会

有識者等で構成される外部組織において、市から計画に掲げる施策の進捗状況等について報告を受け、検証及び評価を行います。

資料編



I 指定文化財一覧

国指定文化財 2件			
番号	名称	分類・種別	指定年月日
1	焼走り熔岩流	特別天然記念物 地質鉱物	S27. 3. 29
2	大揚沼モリアオガエル及び その繁殖地	天然記念物 動物	S47. 12. 8

県指定文化財 5件			
番号	名称	分類・種別	指定年月日
1	天狗森の夏氷山風穴	天然記念物・地質鉱物 及び植物	S49. 2. 15
2	線刻五尊像鏡 (瑞花双鳳八稜鏡)	有形文化財・工芸品	S53. 4. 4
3	木造地藏菩薩立像	有形文化財・彫刻	S54. 2. 27
4	南部絵暦	民俗文化財・ 有形民俗文化財	S57. 3. 30
5	安比川上流域の木地師関係資料	民俗文化財・ 有形民俗文化財	H22. 3. 2

市指定文化財（有形文化財） 10件			
指定番号	名称	分類・種別	指定年月日
有文 第1号	土沢の浄屋	建造物	S49. 7. 20
有文 第2号	白坂の大鏡	工芸品	S49. 7. 20
有文 第3号	七面観世音	彫刻	S49. 7. 20
有文 第4号	白坂の棟札	歴史資料	S49. 7. 20
有文 第5号	木造釈迦如来坐像	彫刻	S53. 8. 31
有文 第6号	赤銅板懸仏	工芸品	S53. 8. 31
有文 第7号	つば及び古銭	参古資料	S60. 7. 22
有文 第8号	古銭	参古資料	S60. 7. 22
有文 第9号	荒屋八幡神社鰐口	工芸品	H 2. 5. 25
有文 第10号	鉄造菩薩立像懸仏	工芸品	H15. 1. 31

市指定文化財（有形民俗文化財） 2件			
指定番号	名称	分類・種別	指定年月日
有民 第1号	佐比内の山神	有形民俗	H12. 1. 4
有民 第2号	兄川山神宮の山神像	有形民俗	H26. 8. 1

市指定文化財（無形民俗文化財） 19件			
指定番号	名称	分類・種別	指定年月日
無民 第1号	平笠田植踊	無形民俗	S49. 7. 20
無民 第2号	土沢浄屋の行事	無形民俗	S49. 7. 20
無民 第3号	山伏神楽	無形民俗	S50. 10. 11
無民 第4号	田植え踊り	無形民俗	S50. 10. 11
無民 第5号	寄木念仏剣舞	無形民俗	S50. 10. 11
無民 第6号	浅沢神楽	無形民俗	S52. 4. 6

無民 第7号	小屋の畑田植え踊り並びに 南部手踊り	無形民俗	S52. 4. 6
無民 第8号	曲田先祓い	無形民俗	S52. 4. 6
無民 第9号	田山先祓い	無形民俗	S52. 4. 6
無民 第10号	折壁日泥先祓い	無形民俗	S52. 4. 6
無民 第11号	兄川先祓い	無形民俗	S52. 4. 6
無民 第12号	大石平念仏剣舞	無形民俗	S56. 3. 25
無民 第13号	平笠裸参り	無形民俗	S56. 3. 25
無民 第14号	野口鹿踊	無形民俗	S56. 3. 25
無民 第15号	田頭田植踊	無形民俗	S52. 4. 6
無民 第16号	田頭竹の子舞	無形民俗	S59. 2. 27
無民 第17号	横間虫追い祭り	無形民俗	H 3. 11. 12
無民 第18号	岩手山神社山伏神楽	無形民俗	H10. 6. 29
無民 第19号	田山ぶっこみ太鼓	無形民俗	R7. 4. 1

市指定文化財（史跡） 11件			
指定番号	名称	分類・種別	指定年月日
史跡 第1号	殿坂の石碑	史跡	S46. 4. 21
史跡 第2号	七時雨一里塚	史跡	S48. 2. 19
史跡 第3号	荒屋一里塚	史跡	S48. 2. 19
史跡 第4号	曲田一里塚	史跡	S48. 2. 19
史跡 第5号	苗代沢一里塚	史跡	S48. 2. 19
史跡 第6号	苗代沢窯跡	史跡	S48. 2. 19
史跡 第7号	山崎一里塚	史跡	S49. 7. 20
史跡 第8号	一字一石供養塚	史跡	S53. 8. 31
史跡 第9号	白坂薬師堂跡	史跡	S53. 8. 31
史跡 第10号	塞の神群	史跡	S53. 8. 31
史跡 第11号	留之沢一里塚	史跡	S55. 1. 31

市指定文化財（名勝） 1件			
指定番号	名称	分類・種別	指定年月日
名勝 第1号	不動の滝	名勝	S46. 4. 21

市指定文化財（天然記念物） 7件			
指定番号	名称	分類・種別	指定年月日
天記 第1号	イチョウ（メス）	天然記念物	S50. 10. 11
天記 第2号	イチョウ（メス）	天然記念物	S50. 10. 11
天記 第3号	スギ（大双子）	天然記念物	S50. 10. 11
天記 第4号	スギ（小単）	天然記念物	S50. 10. 11
天記 第5号	サワラ（大）	天然記念物	S50. 10. 11
天記 第6号	サワラ（小）	天然記念物	S50. 10. 11
天記 第7号	サワラ	天然記念物	S50. 10. 11

Ⅱ 八幡平市文化芸術推進審議会条例

令和5年3月29日条例第8号

(設置)

第1条 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第37条の規定に基づき、八幡平市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 八幡平市文化芸術推進基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 文化芸術に関する基本的施策の推進及び達成状況の評価に関すること。
- (3) その他文化芸術に関する施策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 文化、芸術、芸能及び文化財の保護に関する関係団体の推薦を受けた者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 学校教育及び社会教育の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは解任するものとする。

(会議)

第6条 審議会は会長が必要に応じて招集する。ただし、最初に招集される審議会は市長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民部文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(八幡平市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 八幡平市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年八幡平市条例第42号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和6年12月13日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

Ⅲ 八幡平市文化芸術推進審議会 委員名簿

任期：令和6年2月29日～令和8年2月28日
令和8年2月28日現在

No.	役職	氏名	推薦団体等	備考
1	会長	平野 康彦	八幡平市芸術文化協会 【会長】	関係団体等の推薦を受けた者
2	副会長	羽澤 良和	八幡平市文化財保護審議会 【会長】	関係団体等の推薦を受けた者
3		千葉 賢	八幡平市博物館協議会 【会長】	関係団体等の推薦を受けた者
4		石田 知子	(公財) 岩手県文化振興事業団 【理事長】	知識経験を有する者
5		吉田 充	八幡平市校長会 【八幡平市小学校文化連盟会長】	学校教育及び社会教育の関係者
6		伊藤 政子	八幡平市社会教育委員会議 【副会長】	学校教育及び社会教育の関係者
7		高橋 廣至	岩手県教育委員会 【社会教育等推進参与】	関係行政機関の職員
8		村上 直樹	八幡平アートプロジェクト 【代表】	その他市長が必要と認める者
9		小山田 和義	浅沢神楽保存会 【代表】	その他市長が必要と認める者
10		角 舘 聡	御所野縄文公園 【交流促進コーディネーター】	その他市長が必要と認める者

